ロックアウト　一斉ストでハネ返す
期手・賃闘方針決る
第十六回炭労臨時大会終る

生産性向上という美名のもとにますます労働者を搾取、自らの利潤を増大させようとする国内外の資本攻勢のし烈な情勢のもとに、炭労第十六回臨時大会は十月十八日より五日間、宇部市市民会館で開催された。三千名からの人員を収容できる会館は地方本部、資本別より送られて来た赤い組合旗で埋めつくされ、大会気分は〝民族独立行動隊〟のうた声とともに最高潮に達した。

大会は一日延期

大会第一日目は型通り大会役員を選出し、阿具根参議、山口県知事宇部市長はじめ政党、組合代表のメッセージをうけ、午後より中央・地方状況報告があり、とくに炭生協理事よりの砂糖問題についての報告にたいしては質問が多く、十分なる時間を与えようということで大会と並行して小委員会をもおけ論議することになった。

第二日目は定刻午前十時に開会、午前中に地方報告および質疑、午後賃金・期末手当闘争に関する議案が上提され、引続き質疑に入り「彼我の状態、闘争方針の(1)要求をどのように集約したか、(2)闘いをどのようにくむか」まで〈第二日目〉を打切り、

第三日目は賃金・期手の質疑および討論を行い、小委員会を構成し成案をうることになった。

第四日目は退手闘争、炭労会館建設を修正可決した。

第五日目は動議の二件を可決、炭労運動史編さん、けい肺闘争、健保改悪反対闘争、救済規程適用、総評カンパ処分、沖縄・砂川カンパに関する件をそれぞれ討議し可決午後砂糖問題小委員会答申、賃闘小委員会の答申討議、若干の要望を附して可決、大会宣言を採択し期手・賃闘・生産性向上運動反対等を主体とした五日間にわたる大会を終った。

要求額に変更なし

賃金、期末手当闘争は、今次臨時大会の主要議案であるので、大会の討論も活発に行われ、数十項目に亘る修正意見要望を基礎に小委員会を設置し、大会と併行して論議を交した結果、大要次の通り決定した。

○要求額について

要求額、修正案は現案通りとし八〇円アップすれば諸負給の廃止、残業の抑制、賃金アンバランス等がすべて解決するようなけとれるのでこれを修正する。

○標作、諸負給と固定給について

一三〇％の項を削除する。

○最低賃金及び賃金制について

八〇〇円の要求根拠を明かにするたため、最低賃金制の「パンフレット」を早急に作成し体制確立につとめる。

○期末手当について

要求方式に異論があったが、問題が要求方式でなく、如何なる決意でのぞむかということで、この点から一四、五〇〇円は過去二回のプラスアルファ方式と全く同じ完全充足要求であることを確認した。

期末手当要求額二の支給条件

九月末在籍組合員（長欠を含む）とする。とし「支給当日に在籍するものとする」削除。

○米のハネ返り要求

本年十一十二月間については、期末手当の完全獲得、来年一月以降については賃上げ額八〇円の完全獲得の努力のなかで消化する。

ロックアウト対策については、古賀事務局長（三池出身）より提案がされ、主な質疑は次の通りであった。

柔軟戦術を採用

質　柔軟戦術といっているがどういうことか

答　必ず部分ストでなければならないというようなものでない、如何なる態勢にも応じ得る下部の態勢をつくっておくことが基本である

質　各ヤマの幹部の判断に依存することが大きく、各ヤマバラバラの闘争になるのではないか

答　バラバラにやれということではない。中闘で指導統制する

質　ロックアウトのとき、強制就労を行った場合、賃金請求権についてアイマイではないか

答　請求権がないというより、これを大きく評価せず、実力で排除するという考えである

質　一社一山のロック、アウトに対しても、中央に権限が集約されると山元の自主性は失われる事になりはしないか

答　実力行使の指令権の委譲であり、その他の二権は山元にある

質　一山のロック、アウトについて、一斉ストで闘うということであるが、一斉ストというのは炭労全体のストか、それとも一山の一斉ストか

答　たとえ一山のロック、アウトに対しても炭労の全勢力を挙げて闘うという事が基本原則であり、その上に立って、中闘がその時の情勢によって打出して行くという執行部の答弁があり、原案通り万場一致で決定した。

中執の確信を疑う

生産性向上運動反対闘争に関する議案は満場一致で可決された。

意見の主なものは

(1)生産性向上運動と現場職員との関係は、直接作業の指示に当る職組の組合員が、生産性向上運動を押しつけていると考え、日米独占資本が策していると考えていない。

(2)機械化によって労働強化首切りが来る。

(3)闘いは規制してやれることから拘束のもとに進める。

(4)中執は確信をもっていないよう見受ける。

賃闘・期末小委答申をさらに討議

賃闘、期末手当議案については、小委員会でまとめたものを佐藤委員長より答申したが、代議員より「標作現行通り」ということについて反対の修正意見が出され、討議を行ったが、「修正二条項を足がかりとして引下げは可能」ということになり答申は決定された。

退手は統一闘争で

退手闘争については議案書にもとづき、上村給与部長より提案された。

質　前定期大会では基準案にもとづき各社交渉をすると云う決定であったのを変更した理由

答　定期大会当時は炭労の統一闘争として闘う事は若干問題があろうと考えていたが、賃金、期手、退手、労協と考えて来ると労協は一たん統一要求を引下げたが、それ以前にもっと可能なるものとして退手があり、その統一をはかる必要があるのではないか。又十四社の最高条件が各社とも支給出来る条件にあると考えている。その様な認識に当って定期大会の決定より一歩前進するという形で踏みきろうというのが提案の主旨である。

質　要求案の作製、大衆討議、案決定、闘争と考えてくると、その間、期手、賃闘、定期大会、夏季期末要求と云う関係で日程的にはどう考えているか

答　要求案の作製は中闘ですぐ専門委員会を開いて作業をはじめ本格的闘争になるまでに具体案をつくり、大衆討議も終っているようにする

具体的には賃闘のあと本格交渉に入る。又五月の定期大会で中断される様になるが、全体闘争として発展させるために、定期大会で詳細に交渉経過が論議され、さらに闘争が強化されて行くので、中断によって後退する事はない。夏季期末手当までのうち解決させる

質　バラバラのものを統一するというが、各要案によって高低があるがこれをどの様にするか。統一要求の意味はわかるが時期尚早ではないか

答　各社によって夫々の要素に高低がある。これを出来るだけ、高いところに統一したい。又期間についても同様である。しかし何んでもかんでも機械的に統一すると云うのではない。専門委員会の中で十分論議し、具体案をつくるつもりである

という討議がなされ、次のような修正提案があり決定した。

(1)明年の定期大会後統一闘争を推進する。

(2)速かに専門委員会を招集して、案を作製し、大衆討議を行い、定期大会で確認をうける。

(3)定期大会までに交渉権の確立を図る。

(4)三月で失効する支部は七月まで期間延長を行う。

(5)現在交渉中の資本別支部もこれに準じて期間延長を行う。

炭労会館建設決定

野宮次長より炭労会館建設の提案説明があり「金額」を割引け、「中小鉱も投資せよ」「支払いは期末時でなく長期支払いとせよ」などの意見が出されたが、着手金を三分の一支払わねばならないので一〇〇円を期末で支払い、他は分割払いとする。来年一月より着工八月までに完成するという納入方法が一部修正され決定した。

第一回期末支給時までに一〇〇円を納入する。残りは百月二五円宛一月より八月まで分割納入する。

建設委員会を設置して具体的な工事進行を行う。

在京幹部の住宅建設

夕張職組より在京組合専従者住宅建設について動議が出された。提案理由として「組合員間に組合費徴集について意見が多く、山元は勿論上部組織の問題についてもメスを加えた結果、中執は住宅に困っており、高額の在京旅費の説明もあったので住宅を建てては」というもので、これは執行部で十分検討を加え次期大会に提案することに決定された。

道炭労より北海道では冷害で六十年来の凶作となり操業約四〇〇億円だ。金道労協は十円カンパの救援運動を展開している。炭労としても (1)総評の秋期闘争の中で闘いを推進するよう持ち込む。(2)政治局を通じ国会で具体的に推進する旨の提案があり、満場一致可決された。

けい肺、健保闘争

ついで議案の「炭鉱労働運動史編さんに関する件」が可決された。その要旨は (1)本部に編さん委員会を設置。(2)具体的方針は大会終了後検討。(3)編さん事務のため事務局員一名を臨時に採用。(4)必要経費の予算は定期大会に提案し事務局員の雇用は予備費より支出する。

ついで「けい肺の闘いに関する件」の原案が可決された。これは(1)予防措置の規制と国会の附帯決議の実施へ闘いを進める。(2)社会党と連帯し改正案をつくる。(3)各支部、資本別はけい肺協定の闘いを推進し協定の統一をはかる。(4)当面協定失効日を十二月末に統一し、三十二年には八社共闘を組めるようにし未協定中小支部は地本指導のもとに協定の締結を急ぐ。この後「健保改悪反対闘争の件」に入り、当面の方針として七項目を提案可決した。

弁別労組に救済適用

中央救済委員会より規定にもとずいて休業補償の期間延長が重内労（一名）小倉労（九名）について提案、満場一致確認した。

北海道弁別労組選挙違反事件は一阿部、大屋選挙一で炭労未加盟で本年救済の適用は受けられないが炭労の法廷闘争は必然的に行詰り将来の組織問題に影響を与えるので炭労支部に準じて救済することを提案、確認された。

須藤労組後藤書記長についても救済を確認。これは本年期手闘争で闘った合同労組の闘争支援にいった際、附近農民が廃坑でガス中毒で倒れたのを救済をいって死亡したもの。

総評カンパ金處分

ついで賃闘ロック・アウトに対し総評傘下単産より炭労カンパが寄せられたが約五四五万円、この処分をカンパ金国オルグ派遣旅費、法廷闘争費、賃闘予算超過充当金総評臨時カンパ金（中小企業組織化、砂川基地闘争）、山口賃闘カンパに処分したことを説明、可決された。

砂糖事件を確認

商業新聞などで問題になった砂糖事件は、砂糖問題調査委員会の答申が委員長よりなされ、若干の質疑があったが確認された。答申の要旨は「炭生協ならびに炭労の幹部には不正はない。検察庁で取調べ中の背任横領容疑の金額を中央幹部が着服したということは何ら根拠がないデマである」また十二村理事の背任容疑は、醤油の少い炭生協が商事会社に商取引を保証してもらうため差益金の権利を放棄した分である。

三権確立に反対なし

無記名投票に附すべき事案をそれぞれ無記名投票に附して三権の中闘委員会が決定された。今回は一票も反対なしという圧倒的な支持で決定をみた。構成人員は一七八名

○賃金闘争	賛成一七八	
○最低賃金制法制化闘争	〃一七八	
○期末手当	〃一七八	
○中小合理化反対闘争	〃一七八	
○ロックアウトに対する一斉スト	賛一七七	白一
○退職手当闘争	賛一七五	白三
○規約一部改正	〃一七五	白三
○会計監査天根吉太郎（山口）	信任一七五	白三

根本の原因を考えよう
―砂川事件に思う―

中野好夫

砂川の問題が一応測量中止ということでおさまったのは、流血という現象のみぎりでは、現場にいたものも、いなかったものもホッとして喜んだにちがいない。だが大事なことは、いうまでもなくこれですべてが解決したということでは決してないことである。

砂川問題でしばしば政府側や政府支持側から主張された論拠に、国と国とが約束したことであるから、これに従わないで抵抗するのは法治国でないという俗論があるだが、ここにはきわめて巧妙なゴマカシとトリックとがあることを忘れてはならない。そしてそこに問題の根本があると私は思う。

なるほど、もしある法なり条約なりが、民主的な手続きで国民の納得できるようなやり方で成立したものなら、国と国との云々の俗論も理屈は通る。だが、私たちはもう一度サンフランシスコ条約、とりわけ安保条約、それに伴う行政協定のできたころの事情を思い起してみる必要がある。そもそも安保条約の折衝は、日本がまだ占領下で主権の制限をうけていた、言いかえれば手足の自由を縛られていた時期に、ダレスが吉田などどく政府上層部に強引にのませたものであり、内容的にはたった五カ条、しかも駐留権のことはたった一カ条、空頭袋のような抽象的なことしか書いてない。それを平和条約調印の日のその午後、ただちに吉田に調印させたのである。そして「調印ずみ」になったあとはじめて具体的内容を規定する行政協定の交渉が行われた。それではじめて国民は今さらのように驚いたのである。国会も驚いだ。しかし政府はすべて「調印ずみ」の一本槍で、むりやりに協定化したこれでは事例立法も同じである。事例立法にやがて国民の不満抵抗が生れるのは、古今東西つねに変りない。それに民主的法治のルールをあてはめるのでは、キベンであり、俗論である。

根本の原因はここにある。砂川事件の如きは誰も好むものはないだが、国民が、そして政府がここにまでさかのぼって思いを致さないかぎり、好むと好まざるにかかわらず、第二、第三の砂川事件は必らず起る。私はそれをおそれるのである。（筆者は評論家）

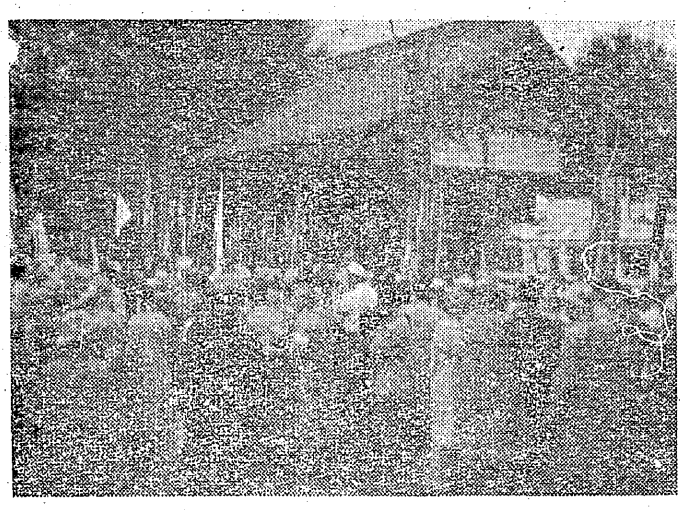

阿豆佐味天神境内での決起大会

文芸募集締切迫る
素人大いに歓迎

△創作　四百字詰十枚以内、選者＝野間宏、賞金入選一席一千円、二席七百円、三席五百円

△詩　一人一篇、選者野間宏、賞金入選一席五百円、二席三百円、三席二百円

△短歌（題＝音）一人二首、選者＝岩本宗二郎　賞金入三百円、地二百円、人百円

△俳句（題＝初日）一人二句、選者＝吉岡禪寺洞　賞金右同

△川柳（題＝餅、とそ）一人二句、選者＝速水晋二郎　賞金右同

△児童綴方（題＝時計）編集部選、四百字詰二枚以内、賞品

△感想文（題＝政党と組合運動、題自由）編集部選　四百字四枚、賞金一位五百円、二位三百円、三位二百円。主婦は姿見、四百字一枚

△寫眞（題自由）大きさキャビネ、一位五百円、二位四百円、三位三百円、その他各種佳作にも感謝進呈

※締切　十一月三十日

※宛先　三鉱労組本部「みいけ」編集部及び各支部設置部